

平塚市監査委員公表第18号  
令和元年（2019年）12月10日

平塚市監査委員	高梨	秀美
同	井澤	郁人
同	黒部	栄三
同	府川	正明

監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき提出された平塚市職員措置請求について、監査した結果を別紙のとおり請求人に通知したので、同条第4項の規定により公表する。

以 上

請求人  
（略）

平塚市監査委員	高梨 秀美
同	井澤 郁人
同	黒部 栄三
同	府川 正明

平塚市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）  
（退職手当返納に関する請求）

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき、令和元年10月15日に請求された標記のことについて、同条第4項の規定により通知します。

## 記

### 1 請求人 （略）

### 2 本件請求の要旨

請求人から令和元年10月15日に提出された平塚市職員措置請求書及びその事実を証する書面、並びに令和元年11月18日に行った陳述の内容から、次のとおりの主張と理解した。

- (1) 市教育委員会社会教育部のスポーツ課元職員A（以下「元職員」という）が、担当部の管理する個人情報を含む電子ファイルを持ち出していたことについて、電子データの記録を調査した結果、平成30年11月29日（在職期間中）と平成30年12月22日（退職日翌日）に個人情報を含むファイルを持ち出した恐れがあることが判明した。そのため、市は元職員への聞き取り調査を実施したところ、平成30年11月29日については持ち出しを否定したが、平成30年12月22日については、持ち出しを認めた（令和元年8月8日記者発表資料より）。

(2) 請求人は元職員の非違行為について、「平塚市職員の退職手当に関する条例（以下「条例」という）第13条（退職をした者の退職手当の返納）第1項第3号（当該退職手当管理機関が、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき）」の規定に該当すると主張している。

その理由として、当該非違行為は個人情報が含まれたデータファイルの庁外持ち出しとともに市議会議員選挙等への不正な利用という目的のための計画的で悪質な前段階的準備行為であるとし、「平塚市職員の懲戒処分に関する指針」（以下「指針」という）に照らせば、公有物の「窃取」または「横領」、もしくはネットワークへの「不正アクセス」あるいは「不正利用」に該当し、指針の第3（懲戒処分決定に当たっての考慮事項）の（1）非違行為の動機、態様及び結果、（2）故意又は過失の度合い、（5）他の職員及び社会に与える影響、（8）非違行為後の対応については、自己の管理監督者に対して虚偽の申告をして退職後もパスワードと職員証を保持できるようにしたという事実を含め、懲戒処分の内容は免職が相当であると主張している。

(3) 請求人は当該非違行為に対して、現時点で判明している事実を踏まえると、懲戒処分内容は免職が相当であり、既に元職員に支給されている退職金について条例第13条第1項第3号の規定に該当し、市の財産の管理について、すなわち、市長が市職員への支給済みの退職手当の返納を命じていないという怠る事実が認められ、平塚市には少なくとも支給済みの退職手当相当額の金銭的損害が発生していることから、平塚市長に対して元職員に支給した退職手当の全額、若しくはできるだけ全額に近い額の返納を命ずる措置を要求している。

(4) 提出された事実証明書の目録は次のとおり

- ・ 事実証明書①：令和元年8月8日付市記者発表資料から  
「元職員による個人情報等の持ち出しについて」
- ・ 事実証明書②：市からの回答（行政総務課）
- ・ 事実証明書③：平塚市職員の退職手当に関する条例
- ・ 事実証明書④：平塚市職員の懲戒処分に関する指針
- ・ 事実証明書⑤：広報ひらつか2019年9月（No.1134 第1金曜日号）「おわび」
- ・ 事実証明書⑥：市からの回答（情報政策課）
- ・ 事実証明書⑦：市からの回答（情報政策課）
- ・ 事実証明書⑧：個人情報持ち出しに関する神奈川新聞の記事  
（2019年9月10日付）
- ・ 事実証明書⑨：市からの回答（職員課）

### 3 請求の要件審査

本件請求は、令和元年10月15日に收受し、要件審査を行った結果、法第242条所定の要件を具備しているものと認めた。

### 4 監査の実施

#### (1) 監査対象事項

平塚市職員措置請求書及びその事実を証する書面、並びに陳述の内容を総合的に判断し、本件請求の要旨にある市長が退職金の返還請求をしていないことが、法第242条第1項に規定する「財産の管理を怠る事実」に該当するかを監査対象とした。

なお、本件の監査対象はあくまでも在職期間中にした行為が対象であり、退職後の行為については条例第13条第1項第3号の規定に該当しないため、監査の対象外とした。

#### (2) 請求人の陳述

請求人は、法第242条第6項の規定により、令和元年11月18日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けて実施し、請求内容に関する補足説明と新たな6つの証拠が提出された。

証拠の目録は次のとおり

- ・ 証拠①：行政文書公開決定通知書（平塚市指令第538号・令和元年9月17日）
- ・ 証拠②：個人情報持ち出しに関する神奈川新聞の記事（2019年8月9日付）
- ・ 証拠③：個人情報持ち出しに関する神奈川新聞の記事（2019年8月30日付）
- ・ 証拠④：平塚市議会が公表した辞職勧告決議資料
- ・ 証拠⑤：令和元年9月25日付市記者発表資料から  
「平塚市特別職員の給与に関する条例の一部改正」
- ・ 証拠⑥：個人情報持ち出しに関する湘南ジャーナルの記事  
(2019年11月15日付)

#### (3) 関係職員調査

関係職員の調査は関係書類の提出を求め、令和元年11月18日に総務部長、行政総務課長、職員課長、同課長代理及び同課職員から事情聴取を行った。

#### ア 免職事由に該当すると主張する請求人に対する関係課の見解について

請求人が主張する指針別表の免職となる非違行為について、担当課としての見解は次のとおりであった。

まず、「横領」、「窃取」については、元職員が持ち出した個人情報は有体物ではなく、横領、窃取の客体となる財物とはならないため、「公金又は公有物を横領した場合」及び「公金又は公有物を窃取した場合」には該当しないと考えている。

次に、「不正アクセス」については、元職員は、自身に付与されたパスワードを使用してパソコンの操作をしていることから、指針別表に記載のある「他人のパスワー

ドを無断で使用し」には該当せず、パスワード認証を免れる方法により不正にネットワークにアクセスした形跡もないことから、「コンピューター・システムにおける安全上の不備を利用して」にも該当しないと考えている。

また、「情報の不正使用」については、市が実施した元職員に対する調査では、在職中については個人情報の持ち出しを否定しており、「ネットワークを利用して業務上知り得た個人情報を当該業務以外の目的で使用した場合」として認定できないと考えている。

以上のことから、元職員の非違行為については、条例第 13 条第 1 項第 3 号に規定する「当該退職手当管理機関が、当該退職をした者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき」には該当しないため、退職手当の返納を命ずる処分を行っていない。

市は調査で発覚した在職中の行為について、元職員の非違行為は指針別表の「個人の秘密情報の目的外収集」に該当すると判断し、平塚市個人情報保護条例第 63 条に規定する「自己の不正な利益を図る目的で職務上知り得た個人情報を盗用したとき」に該当すると考えている。

#### **(4) 事実関係の確認**

請求人から提出された平塚市職員措置請求書及びその事実を証する書面、請求人の陳述、並びに関係職員における書類調査及び事情聴取から、監査対象事項に関し、次の事項を確認した。

##### **ア 当該事案における退職手当の支給について**

- ・平成 30 年 11 月 1 日  
元職員より平成 30 年 12 月 21 日付での退職願の提出
- ・平成 30 年 12 月 21 日  
退職発令。退職手当振込依頼書の提出
- ・平成 31 年 1 月 18 日  
退職手当の支給

##### **イ 元職員に対する処分について**

退職手当の支給を受けた者が在職中の非違行為に対して、懲戒免職処分相当の認定を受けた場合、市は当該処分を受ける者の意見を聴取した後、退職手当審査会に付して決議されることとなる。

元職員の非違行為について、現時点で、市は条例第 13 条第 1 項第 3 号に規定する「当該退職手当管理機関が、当該退職をした者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき」には該当しないと判断していることから、懲戒免職処分相当の認定による処分を行っていない。

## 5 監査の結果

本件請求について、合議により次のように決定した。

請求人の主張については、市に財産の管理を怠る事実があるとは認められず、本請求を棄却する。

以下、判断理由について述べる。

### (1) 監査委員の判断理由

法第 242 条に規定する住民監査請求は、地方公共団体の職員等に違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときに、監査委員に対し、当該行為によって被った損害の補填等のために必要な措置を求める制度である。

そのため、単に違法行為等の事実があるだけでなく、その行為によって具体的に損害が発生していることが要件となっているため、このことを念頭に監査委員は次のとおり判断した。

#### ア 請求人が主張する当該非違行為が免職に該当するか

請求人は元職員の非違行為が、指針別表の公有物の「窃取」または「横領」あるいは「不正アクセス」もしくは「不正使用」に該当し、免職に該当すると主張しているが、市が行う退職金の全部又は一部の返納を命ずる処分は条例第 13 条第 1 項第 3 号によれば、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるときでなければならない。

市の調査によれば在職期間中の持ち出しについてはファイル数 1,019 件、個人情報データの件数 31,429 件持ち出された恐れがあると公表しているが、持ち出された情報が第三者に漏らされたという事実は、現時点で確認できておらず、元職員も使用は否定している。

そのため、請求人が主張する公有物の「窃取」または「横領」あるいは「不正アクセス」による情報漏洩もしくは「不正使用」に該当するかどうかの事実は確定しておらず、また、管理監督者に虚偽の申告をして退職後にもパスワードと職員証を保持できるようにした行為をもってしても懲戒免職処分とすることはできないという市の判断もあり、元職員の行為を免職事由に該当すると認めることは困難であると判断する。

#### イ 市が懲戒処分を行っていないことが違法又は不当に該当するか

公務員関係における懲戒処分の違法性については、広範な事情を総合的に考慮して、「懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行うときにいかなる処分を選ぶかは、懲戒権者の裁量に任されているものと解すべきである。もとより、右の裁量は恣意にわたることを得ないものであることは当然であるが、懲戒権者が裁量権の行使としてした懲戒処分はそれが社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認められる場合でない限り、その裁量権の範囲内にあるものとして違法とならないものというべきである」(昭和 52 年 12 月 20 日最高裁

判決)とされている。

本案件について免職事由に該当するかどうかは、在職期間中に個人情報を持ち出された恐れはあるものの、第三者に漏らされた事実及び使用に関して元職員が否定しているという現時点での調査結果からでは認められない。

したがって、免職事由に該当する事実が確定しない状況を踏まえると、市が懲戒免職処分相当の認定していない判断が、裁量権を超えた違法または不当なものであるとはいえない。

#### **ウ 請求人が主張する条例第 13 条第 1 項第 3 号に該当するか**

上記 5 (1) イのとおり、免職事由に該当する事実が現時点で判明していない以上、条例第 13 条第 1 項第 3 号に規定されている「懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき」を適用する場合の懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたといえる相当な理由があるとまではいえず、免職事由に該当する事実は現時点ではないため、条例第 13 条第 1 項第 3 号には該当しないと判断する。

したがって、市は元職員に対して退職手当返還を請求する権利が発生しておらず、退職手当を返納させる権利(債権)を有していないことになる。

以上、述べたことにより、退職手当返還の前提となる条例第 13 条第 1 項第 3 号の規定に該当しないことから、市は退職金の返還を請求することはできない。そのため、法第 242 条第 1 項に規定する「財産の管理を怠る事実」に該当しないため、請求人の措置請求には理由がないものと判断する。

## **6 意見**

監査結果は以上であるが、本事案を契機にして、コンプライアンス意識の向上と服務規律の確保、個人情報の管理など、全職員に指導を徹底するとともに、パソコンなどのセキュリティ機能の強化に取り組み、引き続き、再発防止に向けてより一層の情報管理体制を確立するよう要望する。